

森林施業プランナー認定要領

森林施業プランナー協会

第1 趣旨

持続的な森林経営を推進するため、森林所有者に対して、路網計画、間伐方法等の森林施業の方針、利用間伐等による事業収支等を示した施業提案書を作成・提示して施業を受託し、現場技術者への指示・発注・管理を行うまでの森林施業の集約化を実践するとともに、森林経営計画の作成の中核を担う者を「森林施業プランナー」としてきたところである。

このたび、森林施業プランナー協会（以下、「協会」という。）は、森林施業プランナーの全国統一の認定（以下、「認定」という。）の制度を設け、当該仕組みにより認定された者を「認定森林施業プランナー」（以下、「認定プランナー」という。）とする。

第2 森林施業プランナー認定評価委員会の設置

- 1 森林施業プランナーの認定評価に係る制度設計等は、森林施業プランナー実践力向上対策事業実施要領」（平成24年4月6日付け23林政経第335号林野庁長官通知）第6の5の(2)の規定に基づき設置される森林施業プランナー認定評価委員会（以下、「委員会」という。）において行う。
- 2 委員会の事務局は、協会に置く。

第3 認定要件

認定を受けるためには、以下の要件のうちいずれかを満たし、第6に定める手続きを行う必要がある。ただし、森林施業プランナーの認定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者は認定を受けることができない。

- 1 森林施業プランナー認定試験（以下、「試験」という。）の二次試験または特別二次試験に合格した者
- 2 林野庁補助事業「施業集約化・供給情報集積事業」および「森林施業プランナー実践力向上対策事業」において実施される「実践体制基礎評価」の認定を受けた事業体に所属し、提案型集約化施業の取り組み実績を有する者
- 3 委員会において1または2の者と同等レベルの能力を有すると認められた者

第4 試験の実施方法

- 1 一次試験
 - (1) 受験資格
年齢・職業・業務経験等による制限を設けない。
 - (2) 受験料
協会が定める所定の金額とする。
 - (3) 試験内容
筆記試験を実施する。

(4) 試験範囲

森林施業プランナー協会発行「森林施業プランナーテキスト 基礎編」から主に出題するものとする。

(5) 合格点

試験は100点満点とし、70点以上の得点を合格点とする。

2 特別一次試験

(1) 受験資格

- a 第5に定める協会が認定する研修のうち、協会認定一次研修を修了した者
- b その他、協会が認めた者

(2) 受験料

協会が定める所定の金額とする。

(3) 試験内容・試験範囲・合格点

一次試験に準ずる。

3 二次試験

(1) 受験資格

一次試験または特別一次試験を合格後3か年度以内（合格年度含む。ただし特別一次試験においては、合格翌年度から3か年度以内）でかつ、受験者がプランナー業務を担当した提案型集約化施業完了地が1か所以上ある者に限る。

なお、委員会が認めた場合、一次試験および特別一次試験合格の有効期間を延長することができる。

(2) 受験料

協会が定める所定の金額とする。

(3) 試験内容

実績レポートおよび面接試験を実施する。

4 特別二次試験

(1) 受験資格

3に定める二次試験の受験資格に加えて、第5に定める協会が認定する研修のうち、協会認定二次研修を修了した者

(2) 受験料

協会が定める所定の金額とする。

(3) 試験内容

二次試験に準ずる。

第5 研修の認定

- 1 協会は、他団体が実施する研修のうち、所定の要件を満たしたものに対して認定を行う。
- 2 認定する研修は、協会認定一次研修と協会認定二次研修の2種類とする。
- 3 認定要件等については、委員会において別途定めるものとする。

第6 認定の申請

- 1 認定を受けようとする者は、森林施業プランナー認定申請書を別に定める認定申請料を添えて協会に提出するものとする。
- 2 第3の1に定める認定要件に該当する者は、認定申請時に二次試験または特別二次試験の合格証の写しを添付することとする。第3の2および3に該当する者については別途定める。
- 3 協会は、申請内容が適正と判断した場合には、委員会の承認の上で、申請者に対し森林施業プランナー認定証を交付するものとする。
- 4 認定を受けた者は、1に定める申請書の内容に変更があった場合は、速やかにその旨を協会に届け出るものとする。

第7 認定の有効期間

- 1 認定の有効期間は3年間とする。
- 2 更新の要件および手続き方法については別に定めるものとする。

第8 認定の取消

認定を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、委員会の承認の上で、協会は認定を取り消すことができる。

- 1 虚偽または不正の事実に基づいて森林施業プランナー認定を取得したことが判明した場合
- 2 森林施業プランナーの地位を著しく下げるような行為を行った場合
- 3 禁錮以上の刑に処せられた場合

附則

この要領は、平成24年7月24日から施行する。

附則

この要領は、平成25年2月22日から施行する。